

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（届出の方法等）</p> <p><b>第五条</b> 法第五条第二項の規定による届出は、毎年度六月三十日までに、様式第一による届出書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。</p>	<p>（届出の方法等）</p> <p><b>第五条</b> 法第五条第二項の規定による届出は、毎年度六月三十日までに、様式第一による届出書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。</p>
<p>（対応化学物質分類名への変更等の請求の方法）</p> <p><b>第八条</b> 法第六条第一項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第一の届出書と併せて、様式第二による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。</p>	<p>（対応化学物質分類名への変更等の請求の方法）</p> <p><b>第八条</b> 法第六条第一項の請求は、毎年度六月三十日までに、様式第一の届出書と併せて、様式第二による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>〇厚生労働省令第二百二十二号</b>                      地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（令和元年法律第六十四号）を実施するため、社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令及び社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。                      令和二年六月十二日                      厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p>社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令及び社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令                      社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和元年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。                      （傍線部分は改正部分）</p> <p><b>第一条</b> 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和元年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>を証する書類を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。</p> <p>を証する書類を提出して行わなければならない。</p>
<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条第二項の業務方法書に記載すべき事項は次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その他社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務（法第二十四条第一項（法附則第一条の二第二項の規定により読み替える場合を含む。）に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。）に関し必要な事項</p>	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条第二項の業務方法書に記載すべき事項は次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その他社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務（法第二十四条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。）に関し必要な事項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。  
 3 [略]  
 3 [略]